

行政手続のオンライン化

～デジタル手続法の読み方を中心に～

2022.10 弁護士 水町雅子

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<https://www.miyauchi-law.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

<https://www.mizu-machi.com>



- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 現、みずほ情報総研入社 ITシステム設計・開発・運用等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録（西村あさひ法律事務所）
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐 マイナンバー制度立案（特に**マイナンバー法立法担当官**、情報保護評価立案）に従事
- ◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員 マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人 個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。

デジタル手続法・通則条例

デジタル手続法・通則条例の意味

対面／オンラインか

- ✓ 法律や下位規範上、特に方法が決定されていなければ、適切な方法で良いはず
- ✓ もっとも、法律や下位規範で、「書面」「対面」を前提とした規定がある

○旅館業法

〔営業の許可〕

第三条 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

（医療等の実施の要請等）

第三十一条 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

デジタル手続法・通則条例の意味

- ✓ 「書面」「対面」「押印」等を前提とした各規定を一つずつ修正しても良いが、煩雑だし漏れがある可能性も
- ✓ そこで、一括してオンライン化を可能とするのがデジタル手続法・通則条例。法律レベルのアナログ方式をオンライン化するのがデジタル手続法、条例レベルのアナログ方式をオンライン化するのが通則条例となる。
- ✓ もっとも、それは立法実務上の利便性であり、国民・住民から見てみるとわかりにくい法令構成ではある

○デジタル手続法

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。) を使用する方法により行うことができる。

デジタル手続法・通則条例の意味

- ✓ 郵便請求などは、一括して可能とする法を置かずに、規定を個別法に設けている例も

○住民基本台帳法

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次条第一項において同じ。）は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

7 第一項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

デジタル手続法の読み方

住民票交付申請を例にすると...

- 住民票交付申請はデジタル手続法3条8号で定義されている「申請等」に当たる。住民基本台帳法では「書面・対面」か「郵送」が前提とされている法律に読めるが、デジタル手続法によって、オンライン化が可能（同6条1項）。
- 住民票交付申請に署名が必要であっても、「書面」に署名等する申請等の場合は、デジタル手続法によって、物理的な署名ではなく、個人番号カードをシステムで利用するか、主務省令で定める手続をすれば、物理的な署名をしなくても良い（同6条5項）。
- 住民票交付申請の場合、窓口で現金払いが中心となるかと思われるが、収入印紙貼付をしたりその他手数料の納付方法が法令で規定されている手続の場合には、デジタル手続法によって、システムを使用するか、主務省令で定める手続をすれば、収入印紙を物理的に貼付したり、窓口で現金払いしたりしなくても良い（同6条5項）。
- オンライン化した場合に、どの時をもって申請が到達したとするかという到達時期については、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時とされている（同6条3項）。

デジタル手続法の読み方

処分通知等

- デジタル手続法3条9号で定義されている「処分通知等」をオンライン化する際のデジタル手続法の読み方。根拠法では「書面・対面」か「郵送」等が前提とされていても、デジタル手続法によって、オンライン化が可能（同7条1項）。
- 処分通知等に署名が必要であっても、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをすれば、物理的な署名をしなくても良い（同7条4項）。
- オンライン化した場合に、どの時をもって処分通知等が到達したとするかという到達時期については、相手の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時とされている（同7条3項）。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (認定)

第八条 匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

デジタル手続法の読み方

縦覧等

- デジタル手続法3条10号で定義されている「縦覧等」をオンライン化する際のデジタル手続法の読み方。根拠法では「書面」等が前提とされていても、デジタル手続法によって、オンライン化が可能（同8条1項）。

作成等

- デジタル手続法3条11号で定義されている「作成等」をオンライン化する際のデジタル手続法の読み方。根拠法では「書面」等が前提とされていても、デジタル手続法によって、オンライン化が可能（同9条1項）。
- 作成等に署名が必要であっても、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをすれば、物理的な署名をしなくても良い（同9条3項）。

○著作権等管理事業法
（登録の実施）

第五条 3 文化庁長官は、著作権等管理事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

デジタル手続法の読み方

- ・「行政機関等」とあるが、行政機関だけではなく、地方公共団体、独立行政法人等、地方独法もこれに含まれる（デジタル手続法3条2号）

○デジタル手続法 （定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

- イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
- ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの
- ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）
- ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）
- ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）
- へ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
- ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
- チ 二からトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。

- イ 前号イ及びロに掲げるもの
- ロ 前号ニ及びへからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

デジタル手続法の注意点①

注意点① 「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」のみ可

- ・ 何でもかんでも全部がデジタル手続法によってオンライン化OKとなるわけではない。
- ・ デジタル手続法で定義されている「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」に当たるものが、オンライン化可能になるだけ。

○デジタル手続法 (定義)

第三条 八 **申請等** 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（略）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

九 **処分通知等** 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

十 **縦覧等** 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十一 **作成等** 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

デジタル手続法の注意点①

目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、
書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の
デジタル化も検討中の模様

- ・ 「『講習、閲覧・縦覧、掲示』規制の一括的な見直しについて」 2022年3月15日デジタル臨時行政調査会事務局
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/53b4de13-8b03-4132-aafe-e3de340ae53e/20220315_meeting_administrative_research_working_group_outline_01.pdf
- ・ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」 令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

デジタル手続法の注意点②

注意点②「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」でもオンライン化できない場合も

- デジタル手続法で定義されている「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」に当たったとしても、オンライン化が一部出来ない場合がある。
- 「申請等」「処分通知等」であって、対面により本人確認をするべき事情がある場合、原本確認する必要がある場合その他のオンライン化が困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合
→その困難又は著しく不相当な部分以外はオンライン化できるが、
困難又は著しく不相当な部分は従前どおりの方法で行う必要
(デジタル手続法6条6項、7条5項)。
- 手続等(「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」)のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令で定めるものも、対象外(デジタル手続法10条1号)

デジタル手続法の注意点②

- 「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」でオンライン化不可として政令で定める場合 → <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415CO0000000027> 別表

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令
(法第十条第一号の政令で定める手続等)

第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。

別表（第四条関係）

職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)	第三十二条の四第一項及び第三項並びに第三十二条の七第三項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）	処分通知等	火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)	第十九条第一項、同条第四項において準用する第七十七条第八項並びに第五十条の二第一項の規定により読み替えられた第七十七条第四項及び第八項	処分通知等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十三年法律第百六十六号)	第五十九条第五項及び第十項	処分通知等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号)	第五条第二項及び第四項並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）	処分通知等	旅券法 (昭和二十六年法律第百六十七号)	第八条第一項及び第三項（これらの規定を第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第九条の三第三項	処分通知等	銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号)	第七条第一項及び第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の五第二項、同条第四項において準用する第五条の三第三項、第九条の十第二項、同条第三項において準用する第五条の三第三項、第九条の十三第二項、第九条の十六第一項、同条第二項において準用する第五条の三第三項並びに第十五条第一項及び第二項	処分通知等
古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号)	第五条第二項及び第四項	処分通知等	出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第百二十九号)	第十一条第一項、第四十八条第一項及び第四十九条第一項	申請等	婦人補導院法 (昭和三十三年法律第十七号)	第十六条第二項	処分通知等
公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)	第八十六条第一項から第三項まで、第八項、第九項、第十一項及び第十二項、第八十六条の二第一項並びに同条第七項、第九項及び第十項（これらの規定を第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第八十六条の五第一項及び第四項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項（これらの規定を第百二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第九十九条の二第二項及び第四項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において準用する場合を含む。）並びに第百六十八条第一項から第三項まで	申請等	宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号)	第二十二條の二第一項	処分通知等	道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)	第八條第三項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第七十五條第九項（第七十五條の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二條第一項及び第二項、第九十四條第二項、第百一條第六項、第百一條の二第四項、第百七條第二項並びに第百七條の七第三項	処分通知等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)	第二十一条第一項	申請等	売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号)	第二十八條第二項において準用する更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十三條第一項	申請等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)	第三十三條第一項	処分通知等
	第二十一条第一項及び第七項、第二十九条第三項（第二十九条の二第四項及び第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第二十九条の二の二第二項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の三第一項	処分通知等		第二十二條第一項及び第二十七條第四項	処分通知等			

デジタル手続法の注意点②

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）	第六条第一項及び第三項（これらの規定を第七条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）	処分通知等	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第四条第一項（第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）	処分通知等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）	第五十六条の二十七第一項	処分通知等
住民基本台帳法	第三十条の三第三項、第三十条の四第四項、第三十条の三十二第二項及び第三十条の三十五	処分通知等	香港労働法（昭和六十三年法律第四十号）	第十五条第一項及び第三項	処分通知等	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）	第百五十七条第 第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第 第百六十七条第一項及び第百六十八条第一項	申請等
労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）	第七十二条第一項（第六十一条第一項の免許に係る免許証を交付する場合に限る。）	処分通知等	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）	第七条第二項及び第三項並びに第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）	処分通知等	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	第三十三条第一項、第百五十五条第一項、第百六十一条第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文並びに第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）並びに第百六十二条第三項において準用する同法第四十六条第一項本文、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）及び第六十四条第一項から第三項まで並びに第百六十四条第一項及び第二項（これらの規定を第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）	処分通知等
警備法（昭和三十七年法律第百十七号）	第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項	処分通知等	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）	第十七条第一項	処分通知等	更生保護法	第九十三条第一項	申請等
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）	第二十一条第一項及び第三項並びに第三十四条第一項及び第三項	処分通知等				行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第七条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項及び第三項	処分通知等
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和三十八年法律第八十八号）	第八条第一項及び第三項並びに第十一条第三項	処分通知等						

デジタル手続法の注意点②

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）	第二百十条、第二百九条第一項及び第三百十条第一項	申請等
	第二十條第一項及び第百十八條第一項	処分通知等
少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）	第百九条、第百十八条第一項及び第百十九条第一項	申請等
	第二十三條第一項	処分通知等
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	第二十九條第一項及び第三項（これらの規定を第三十一條第五項及び第三十二條第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十二條第五項	処分通知等
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百号）	第十條第一項及び第三項並びに第十三條第二項	処分通知等

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）	第七十四條第八項	処分通知等
最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）	第二十四條第一項	申請等
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	第八十八條第十一項、第八十八條の三第九項、第八十八條の五第八項及び第八十九條第六項	申請等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	第二條の二の二並びに第二條の二の三第一項及び第二項	処分通知等
住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）	第三十條の二第二項及び第三十條の四第二項	処分通知等
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）	第三條の三	処分通知等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	第二十二條	処分通知等

デジタル手続法の注意点③

注意点③ デジタル化の義務はない

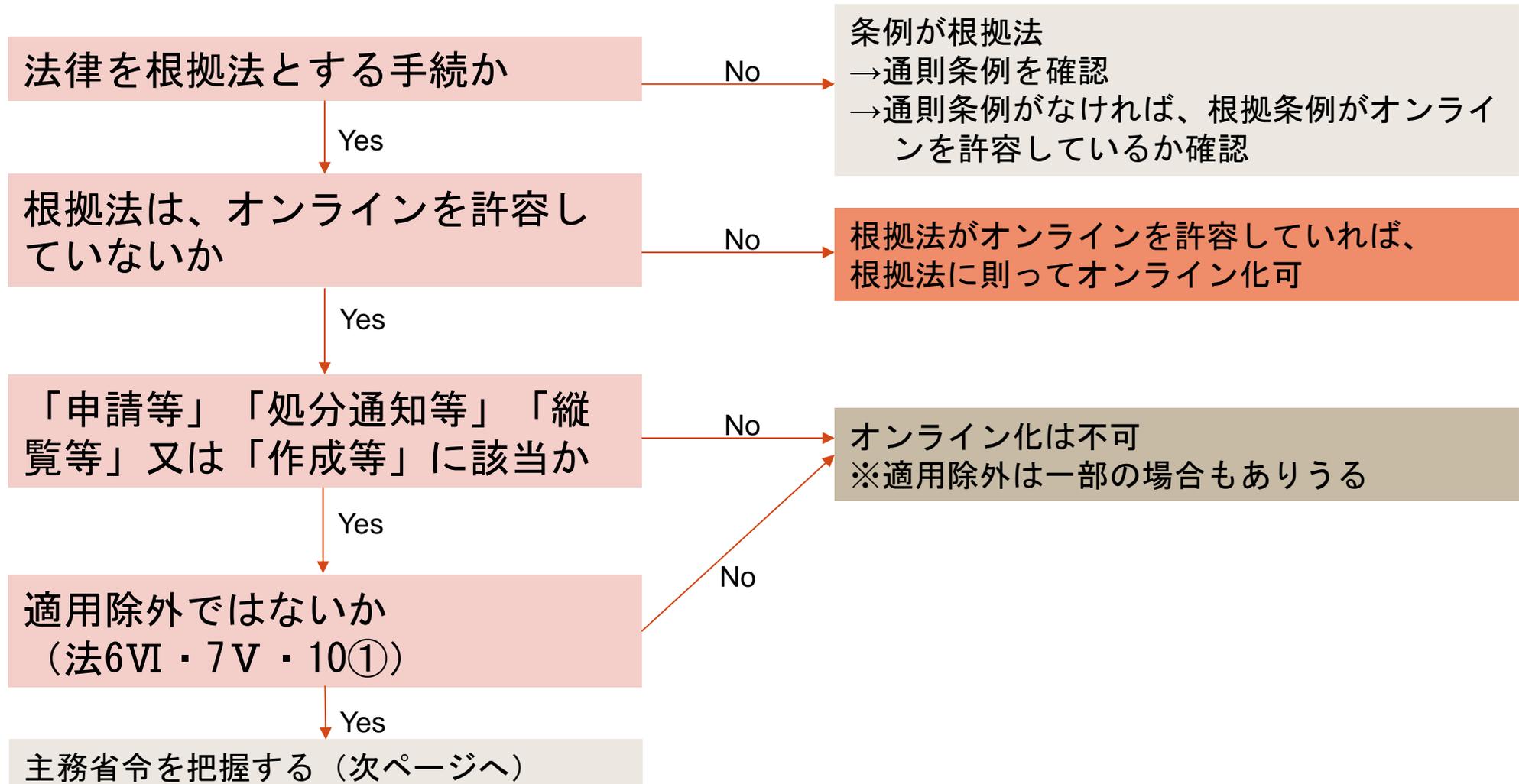
- デジタル手続法は一時、「デジタルファースト法」と呼ばれていたが、オンライン化する義務が国や自治体にかかっているわけではない。
- 「できる」規定であって、やりたかったらやってもいいよ、という法律。
- デジタル「ファースト」の法律ではない。

デジタル手続法の注意点④

注意点④ 民間手続はデジタル手続法ではなくe-文書法又は個別法

- デジタル手続法は行政手続のデジタル化の中でも「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」を対象としている。
- 民間の文書のデジタル化については、e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）が適用となる。
- e-文書法もすべての行為が対象ではなく、「保存」、「作成」、「縦覧等」又は「交付等」が対象である。デジタル手続法同様、下位主務省令に催促が委ねられている。
- なお、e-文書法でデジタル化可能となっていなくても、個別法側の改正でデジタル化可能とする例もある
 - 例）宅地建物取引業法の重要事項説明書等は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）によって宅地建物取引業法改正という形で、デジタル化を実現している。
 - <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001479781.pdf>
 - https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/20420210519037.htm

ある手続がどのような方法でオンライン化できるか どう調べるか



ある手続がどのような方法でオンライン化できるか どう調べるか

主務省令を確認する

- 根拠法が、どの府省庁の所管法令なのかを調べる
 - 所管省庁を知っていれば、それでよい
 - 法律中で「〇〇省令で定める」みたいに書いてあれば、その〇〇省の場合が多い
 - 各府省庁のWebサイトを見ると、その省庁の所管法令一覧がある
 - 〇〇省設置法を見ると所掌事務がわかるので、それを参考にする
 - Googleでgo.jpドメインで法律名検索する 等
- 問題) 国民や法曹関係者の目から見て、「私は、住民票を取りたいな。住民票というのは、根拠法が住民基本台帳法で、これは総務省の所管法令。総務省関係法令だから、デジタル手続する際に、この総務省...施行規則を見ないといけない」とは、とても思えず、縦割りの権化で不親切なつくりとなっている。
- 「〇〇省（※所管官庁）関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」、根拠法の省令（例、住民基本台帳法施行規則）を見る

法令において改善すべき点

デジタル手続法から委任されている各府省庁の主務省令を廃止する デジタル手続法施行規則に一本化する

- 問題) 行政手続のオンライン化で使えるシステムが各府省庁ごとに異なる
 - 問題) 行政手続のオンライン化で使える本人確認方法等が各府省庁ごとに異なる
 - 問題) 行政手続のオンライン化で使える手数料等徴収方法が各府省庁ごとに異なる
- ← その手続のリスクレベルに応じた本人確認方法、システムとすべきであって、府省庁ごとに異なる本人確認方法、システムとなるのを認めるのはおかしい
- ← 各府省庁の主務省令は大体コピペで同一だが、若干の違いがあって、わかりづらい
- ← 国民・法曹関係者の目から見て、どの手続がどの府省庁の所管法令かわからないと、どの主務省令が適用になるかもわからず、ひいては法令で認められている行政手続のオンライン化で使えるシステム・本人確認方法等・手数料等徴収方法もわからない。縦割り主義の権化のような形態は改めるべき。

主務省令による「申請等」

- 行政側の電子計算機と利用者側の電子計算機を電気通信回線で接続したもので申請等が可能という書きぶり
- (問題点) 各府省庁によって、「申請等」がオンライン化できる電子情報処理組織まで異なってくるのはおかしい

○デジタル手続法

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

○総務省令

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

○厚労省令

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能(当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。)を備えているものを電気通信回線で接続したものとする。

○国土交通省令

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

○文部科学省令

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって行政機関等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

主務省令による「申請等」

- 基本的には、システム・アプリを想定している。
- 主務省令の規定ぶりによるが、メールでも可と思われる（行政機関等のメールサーバと申請者の使用するメールサーバがインターネットを通じて接続しているので、全体を見たときに電子情報処理組織と言っているのではないか。

○デジタル手続法

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

○総務省令

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

○厚労省令

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能(当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。)を備えているものを電気通信回線で接続したものとする。

○国土交通省令

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

○文部科学省令

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって行政機関等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

主務省令による「申請等」

- ・ 一定事項を入力する
 - ・ 総務省令の場合、「行政機関等の電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項」又は「申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」を入力する

Q 紙の場合は規則等で様式（項目やレイアウト、左上に氏名などの記載位置）を定めていますが、オンライン化にするにあたって紙を前提とした規則様式は適用されますか？
適用される場合、紙の様式にない項目を追加することは可能でしょうか？

一般に、書面様式とオンライン化とで、レイアウト・位置が異なっても問題ないと考えられるが、項目については根拠法の規定ぶりによると思われる。

- ・ 例) 法「A、Bその他主務省令で定める事項を記載して申請する」
主務省令「様式を定めたり、具体的記載事項を定めている」
 - 紙記載項目>オンライン入力項目となると、法定事項の記載漏れとなってしまう
 - 紙記載項目<オンライン入力項目となると、オンライン入力項目の取得根拠があるかどうか。センシティブな個人情報の場合は、取得根拠があった方が適切。もっとも、取得根拠の具体的条項がなく取得できる場合も一般的には多いともいえるので、取得情報にもよる。通則条例・規則で、「他の法令の記載項目・様式に関わらず、ファイルに記録すべき事項の入力を求めることができ、それらの入力された場合、法令の定めにかかわらず、申請等事項が得られたものとみなす」などとした方が適切かもしれない（デジタル手続法にはこのような条項はないが）

主務省令による「申請等」

- ・ 電子署名その他の方法を行う
 - ・ 多くの主務省令では電子署名を行うのが原則。例外も認められている。「行政機関等の指定する方法」が例外で、この「行政機関等」は地方公共団体とも読める。すなわち地方公共団体が合理的かつ適正に判断して電子署名以外をかたすればよいとも読める。
 - ・ もっとも、住民票の写しの交付制度について、総務省は、そもそも同制度については例外の適用ができないという通知を出している。https://www.soumu.go.jp/main_content/000681028.pdf
 - ・ 住民票をなりすましで取得すれば、さらなるなりすましも可能。
 - ・ なりすましによるリスクレベルに応じた対応が必要。

○総務省令

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

主務省令による「申請等」

Q 記名で済む簡単な手続であれば、特別な措置を講ずることなくオンライン化可能と考える。
しかし、デジタル手続法第3条第6項での署名等の中に記名が含まれているため、記名に対しても、同法第6条第4項「署名等をするものが規定されているものを…個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる」が適用されるとなると、元が記名だったのに過剰ではないか。

○デジタル手続法
(定義)

第三条 六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

主務省令の規定ぶりによってはくるが、総務省令でいえば4条2項但書「行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない」が適用になり、電子署名なしでも良いと考えられる。

主務省令による「申請等」

○厚労省令

(申請等の入力事項等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項(次項に規定する事項を除く。)及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、前条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令(告示を含む。)の規定により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力させることができる。

3 行政機関等は、申請等を行う者が、前項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げる場合(法第十一条の規定の適用がある場合を除く。)には、当該申請等について規定した法令(法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

一 申請等を行う者に係る次条第一項各号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項

二 電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

三 申請等を行う者が、その定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、行政機関等がこれらの情報を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するとき 当該定款、事業報告書、貸借対照表又は損益計算書に記載された事項

4 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該書面等又は電磁的記録のうち一通に記載すべき若しくは記録すべき事項又は記載され、若しくは記録されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等又は電磁的記録に記載すべき若しくは記録すべき事項又は記載され、若しくは記録されている事項の入力がなされたものとみなす。

主務省令による「申請等」

○国交省令

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

6 申請等を行う者は、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、第二項の規定により入力しなければならない事項のうち行政機関等が指定するものについて入力を要しない。

一 申請等を行う者に係る第三項各号に掲げる電子証明書を送信するとき。

二 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を行政機関等に依頼するとき。

三 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）第二百二十三条に規定する電磁的方法により国土交通大臣が告示で定める期間を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき。

四 法令の規定により添付すべきこととされている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報を、申請等が行われるべき行政機関等が指定する地理情報システムにより作成し、これを送信するとき。

○文科省令

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合において従うこととされている様式であって行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべき書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

（電子情報処理組織を使用した申請等に係る特例）

第五条 申請等を行う者が、前条第一項の規定により行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申請等様式に記録すべき事項を入力する場合において、申請等を行う者に係る同条第二項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項について、入力を要しないものとするができる。

主務省令による「申請等」

- ・ 手数料は、申請等で得られた納付情報により納付することができる

○総務省令

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 情報通信技術活用法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

○厚労省令

(申請等の入力事項等)

第四条

5 法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、第一項に規定する申請等を行ったことにより得られた納付情報により当該手数料を納付する方法とする。

○国交省令

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 法第六条第五項に規定する主務省令で定める方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

○文科省令

(情報通信技術による手数料の納付)

第七条 法第六条第五項に規定する主務省令で定める方法は、第四条第一項の規定に基づき行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

原本

デジタル手続法上等で「原本」定義なし

- 法律上、「原本」の定義はないように見受けられる。
- 金子・新堂・平井編「法律学小辞典」第4版（有斐閣）によれば、
 - 原本
一定事項を表示するため確定的なものとして作られた文書をいい、謄本・抄本等の基になる文書。
- 「正しく完成した内容であって、作成当初のまま改竄されていないこと」的な意味か？
- 電子データの場合どれが原本かは、そもそも原本についての法律上の定義もなく、小辞典の上記定義からも、どれを原本とするかは、ある意味「決め」の問題か？

参考

- ・ 「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」 内閣総理大臣決定
(平成31年3月25日)

<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/densi/kihonnstekihousin.pdf>

行政機関における行政文書は、紙媒体を正本・原本とするものが大半を占め、その管理に関する業務は職員の手作業によって遂行されていることから、行政文書の所在把握や管理状況のチェックへの支障、管理業務に係る作業の漏れ・誤りや作業負担の発生等の問題が指摘されている。

(略)

(1) 電子媒体の正本・原本化

閣僚会議決定を踏まえ、今後作成・取得する行政文書については、行政文書の所在把握、履歴管理や探索を容易にするとともに、管理業務の効率化に寄与する観点から、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とし、そのための枠組みを構築することとする。

(略)

① 作成

i) 文書保存領域は、記録用フォルダに相当する領域、検討中フォルダに相当する領域及び個人用フォルダに相当する領域をしゅん別し、組織的な検討を経た行政文書は記録用フォルダに相当する領域に格納し、電子媒体を正本・原本として管理する。

参考

- ・ ○建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン（平成13年3月30日）

3. 原本性の確保について（規則第13条の2第2項第2号関係）

建設工事の請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も長期にわたる等の特徴があり、契約当事者間の紛争を防止する観点からも、契約事項等を記録した電磁的記録の原本性確保が重要である。このため、情報通信技術を利用した方法を用いて契約を締結する場合には、以下に掲げる措置又はこれと同等の効力を有すると認められる措置を講じることにより、**契約事項等の電磁的記録の原本性を確保する必要がある**。

（1）公開鍵暗号方式による電子署名

情報通信の技術を利用した方法により行われる契約は、当事者が対面して書面により行う契約と比べ、契約事項等が改ざんされてもその痕跡が残らないなどの問題があり、有効な対応策を講じておく必要がある。

このため、情報通信の技術を利用した方法により契約を締結しようとする場合には、契約事項等を記録した電磁的記録そのものに加え、当該記録を十分な強度を有する暗号技術により暗号化したもの及びこの暗号文を復号するために必要となる公開鍵を添付して相手方に送信する、いわゆる公開鍵暗号方式を採用する必要がある。

（2）電子的な証明書の添付

（1）の公開鍵暗号方式を採用した場合、添付された公開鍵が真に契約をしようとしている相手方のものであるのか、他人がその者になりすましていないかという確認を行う必要がある。

このため、（1）の措置に加え、当該公開鍵が間違いなく送付した者のものであることを示す信頼される第三者機関が発行する電子的な証明書を添付して相手方に送信する必要がある。この場合の信頼される第三者機関とは、電子認証事務を取り扱う登記所、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条に規定する特定認証機関等が該当するものと考えられる。

（3）電磁的記録等の保存

建設業を営む者が適切な経営を行っていくためには、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、建設工事の進行管理を行っていくことが重要であり、情報通信の技術を利用した方法により締結された契約であってもその契約事項等の電磁的記録等を適切に保存しておく必要がある。

その際、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要がある。また、必要に応じて、信頼される第三者機関において当該記録に関する記録を保管し、原本性の証明を受けられるような措置を講じておくことも有効であると考えられる。

参考

- 建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン（平成13年3月30日）

○建設業法

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
 - 二 請負代金の額
 - 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- （略）

十六 その他国土交通省令で定める事項

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

○建設業法施行規則

※条文番号変更

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

（略）

2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

参考

- ・ ○厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」令和4年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000936160.pdf>

7. 電子保存の要求事項について

これら法的に保存義務のある文書等の電子保存の要件として、真正性、見読性及び保存性の確保の3つの基準が示されている。

オンライン化の目的・効果

オンライン化の目的・効果

■ 住民利便性向上

- オンラインで手続きできることで住民が便利になることが目的
→ 手順画面がわかりづらかったり、使いづらかったりすると、利便性が向上しないので、UXが重要に
- ほぼ使わない手順がデジタル化されても、利便性を感じられない？
- 住民に記入・添付の手間をかけないように
→ 民間サービスだと、手軽に購入してほしいためか、こういった手間がないように設計されている例が多い

■ 効率化

- 住民利便性向上だけではなく、行政効率化も目的
→ 申請の受付ルートが複数に及び、かえって行政効率減となる場合も
- 民間サービスの場合、顧客利便性向上と業務効率化の双方を実現する場合も
→ データ入力を顧客側で実施することで、データ入力の効率化を図る
→ お手紙郵送をやめて、印刷・封入・封緘作業を削減する等
- コスト
→ デジタル化によって発生するコスト（構築・運用費等）と削減できるコスト（作業時間・外注費削減等）
→ コスト減が望ましいが、コスト増となったとしても、利便性向上等に見合うコスト増といえるか

■ 安全性

具体的に住民利便性向上・効率化を検討する。

反面教師として、コロナ関連申請の例を以下スライドに記載。

コロナ関連オンライン申請

コロナ対策として様々な支援策（家賃支払の支援、給与支払の支援、現金給付、融資等）があるが...



現状



改善策

各支援策を申請するのに同様の書類を添付（口座情報、本人確認書類、給与額の証明等）以降のスライドご参照

役所側で取得可能な情報（住民票等）も、本人に添付させているように見受けられる

申請書に記載する個人や法人の基本情報（住所、名称、代表者氏名等）も、重複

各支援策のオンライン申請がバラバラ

一度添付した情報は再度添付不要としたり、一度記載した基本情報は再度入力不要とできないか

国側で取得できる情報については、本人同意の上、国側で取得できないか

（法人登記は国側で取得。離職票、確定申告書類等は本人同意の上、国での取得を要検討）

（情報提供NWSやマイナポータル、住基ネット等の活用も要検討）

類似支援策については、同時に申し込めるようにできないのか（持続化給付金と家賃支援給付金など）

各省庁や自治体でバラバラにオンライン申請を用意するのではなく、一か所にまとめる

コロナ関連オンライン申請

- 申請をまとめる利点：オンライン申請・政府ITの質の向上や、各省の負担軽減にもつながる
 - 特別定額給付金のオンライン申請のマイナポータルや、雇用調整助成金のオンライン申請では、トラブルも見られた。入力フォームやテスト不足といった失敗や、国民にわかりやすい操作性・UX向上を、他の申請サイトに活かすという意味でも、各省庁バラバラにオンライン申請を用意するより、一か所にまとめた方が、過去の失敗や成功点を次につなげられ、良いのではないか。
 - 各支援策を検討する各省庁や自治体からしても、制度設計・財源確保のほか、経験の少ないITシステム開発（調達）まで手掛けるよりも、一か所にまとめたオンライン申請サイトを利用する方が、**業務負担軽減・迅速化につながりうる**のではないか。各省庁がプログラムを作るわけではなく外注管理となる。その際、上記トラブルを各省が想定することが、現実的に可能なのか。それならば、一か所にまとめて、十分なテストを実施し、品質を保ったオンライン申請を用意したほうがよいのではないか。
- コロナ支援のみならず、**企業の許認可・補助金等のオンライン申請**も、まとめた方が適切かもしれない（ID発行・管理は、経産省GビズIDや内閣府マイナポータルでまとめられる）
- 将来的には、申請主義（国民から申請というアクションを受けない限り、支援ができないスキーム）をなくして、必要な人に迅速な支援を提供できるようにしていければ理想だが、まずは申請主義維持であっても、申請者である国民に負担をかけない申請方法が必要なのではないか。デジタルファースト法（デジタル手続法）も成立し、国も「ワンスオンリー（1度で済む手続）」などを謳っているところ。基本に立ち返って、「UX」「ワンスオンリー」「添付書類削減」「マイナンバーによる情報連携」などと、いつも政府が言っていることを、愚直に、丁寧に、地道に「実践」していくことが必要なのではないか。

コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

→同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 事業者の指示を受けて休業し、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の労働者 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	個人	申請書 支給要件確認書 本人確認書類 口座 給与額の証明	× × 事業主指示で休業し、賃金（休業手当）未受領であることは、官ではわからない ○ ○ △ 社保（年金・健康保険）から一定程度わかる？
家賃支援給付金 事業者が負担する家賃等の負担軽減 https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html	事業者	申請書 賃貸借契約書等 賃料支払実績 本人確認書類 売上減少証明	× × × ○ ×
特別定額給付金 一律10万円の給付 https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/	個人	申請書 本人確認書類 口座	× ○ ○
雇用調整助成金 雇用調整（休業）を実施する事業主に休業手当などの一部を助成 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html	事業者	申出書・生産指標の低下 申立書・役員等一覧 休業・教育訓練実績一覧表 助成額算定書 （休業等）支給申請書 休業協定書 事業所の規模を確認する書類 労働・休日の実績に関する書類 休業手当・賃金の実績に関する書類	× × × × × × × × ×

コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

→同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
住居確保給付金 離職・廃業者等へ家賃を支給 https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/flow.html	個人	申請書？ 本人確認書類 収入が確認できる書類 預貯金額が確認できる書類 離職・廃業等が確認できる書類	× ○ △ △口座情報だけではなく預貯金額がわからなければならぬ ○？
持続化給付金 売上減少事業者へ一定額給付 https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/	事業者	申請書 確定申告書類 対象月の売上台帳等 口座	× ○ × ○
ひとり親世帯臨時特別給付金 一定のひとり親世帯等への給付 https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/2/1/8105.html	個人	申請書 収入額等の申立書 収入額が分かる書類 診断書	× × △ ×
子育て世帯への臨時特別給付金 子育て世帯への支給 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html#rinji	個人	年金証書 基本的に申請不要	○ -

コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

→同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
学生支援緊急給付金 修学継続困難者への支給 https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf	個人	申請書 誓約書 自宅外生活の証明書類 アルバイト収入減少の証明書類 要件の証明書類	× × △アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、 住民票の写し 等 給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し △・ 住民税非課税証明書 （生計維持者(保護者等)のもの) ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度
個人向け緊急小口資金等の特例（緊急小口資金）（総合支援資金） 生計維持等のための貸付 https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf	個人	申込書 借用書 重要事項説明書 申立書 住民票	× × × × ○
納税猶予 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm	個人	口座 本人確認書類 申請書	○ ○ ×
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金 https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf	事業者	申請書 有給休暇取得確認書	× × ○

コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

→同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
学生支援緊急給付金 修学継続困難者への支給 https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf	個人	申請書 誓約書 自宅外生活の証明書類 アルバイト収入減少の証明書類 要件の証明書類	× × △アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、 住民票の写し 等 給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し △・ 住民税非課税証明書 （生計維持者(保護者等)のもの) ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度
個人向け緊急小口資金等の特例（緊急小口資金）（総合支援資金） 生計維持等のための貸付 https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf	個人	申込書 借用書 重要事項説明書 申立書 住民票	× × × × ○
納税猶予 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm	個人	口座 本人確認書類 申請書	○ ○ ×
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金 https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf	事業者	申請書 有給休暇取得確認書	× × ○

コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

→同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
新型コロナウイルス感染症による学校休業等対応支援金 委託を受けて個人で仕事をする保護者への給付 https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000650680.pdf	個人	申請書 住民票 小学校等の臨時休業期間を証明する書類 発注者との契約書等 口座 申立書	× ○ △（国公立については公表情報ではないのか） × ○ ×
新型コロナウイルス感染症特別貸付 無利子無担保融資 https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf	事業者	申込書 売上減少の申告書 確定申告書類 ご商売の概要（お客さまの自己申告書） 本人確認書類 許認可証 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	× × ○ × ○ ○？ ○？

参考：<https://kurashi.yahoo.co.jp/supports/covid19/>

なお、上記はPDFとして事務所サイトで公開中 http://www.miyauchi-law.com/f/200730digitalgov_covid.pdf

ワンスオンリーを謳う法律・政府文書

デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）
（令和元年 5月31日改正）

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（略）へと転換することにより（略）、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- 二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- 三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

ワンスオンリーを謳う法律・政府文書

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

(令和2年7月17日閣議決定)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryou1.pdf>

- ・ 国民の利便性を向上させる、デジタル化

手続のデジタル完結、申請・届出のオンライン・ワンストップ化、民間クラウドを活用したデータ連携など、利便性向上を実感できるものとすべき。

- ・ 各府省は、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画により明確となった

「デジタル3原則（

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」の徹底を図るとともに、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する。

- ・ その際には、各府省は、既にオンライン化を実現している行政手続も含めて、利用者の利便性向上という観点に立ちつつ、現状の把握と分析を行った上で、費用対効果も踏まえ、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略などオンライン利用を促進する方策を検討するとともに、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組まなければならない

参考URL

水町作成資料・水町ブログ

- 行政手続のオンライン化にかかる法令を確認してみる
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/03/09/175213>
- LINEを使った住民票交付申請に対する雑感
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2020/10/07/101334>
- eKYCの犯収法上の確認要件を振り返る
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/03/03/123000>
- 水町作成資料まとめ
<https://www.mizu-machi.com/kaitetsu/>

公的資料

- 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」
(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190225kettei1-1.pdf>
- 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.1版】
https://www.soumu.go.jp/main_content/000833749.pdf